



5/17 社会見学に訪れました

磯分内小学校（下山孝善校長）の6年生6人が社会見学として役場を訪れ、町長との対談や役場内の見学をしました。



6/7 排水ポンプ車が追加配備されました

釧路開発建設部（遠藤優部長）から河川防災ステーションに排水ポンプ車1台が追加配備されました。すでに配備されている2台と合わせ、ポンプ車は3台となり排水能力は2倍になり、大雨時の迅速な対応が可能となります。

おめでとうございます

5/28



第40回危険業務従事者叙勲に元釧路北部消防事務組合消防長の熊谷英二さんが瑞宝双光章を受章し、勲記と勲章が授与されました。今回の受章は38年の永きに亘り消防職員として業務を遂行し、消防力発展の貢献や幾多の災害から地域の安全を守り抜いた賜物です。

よろしくお願ひします
標茶町監査委員



次の方が標茶町監査委員に任命されましたのでお知らせします。

標茶町監査委員
鈴木裕美氏

任期
令和5年6月2日～
令和9年4月30日

副町長就任のお知らせ

6月に開催された第4回臨時町議会で、牛崎康人副町長が選任同意され、6月7日付で再任されました。



副町長
牛崎康人氏

任期
令和5年6月7日～
令和9年6月6日

ありがとうございます

5/16

笹野電気（長崎正人代表取締役）が、町へ寄付をしてくださりました。「アフターコロナを迎え、町の振興のために有効に活用していただきたい」と話されました。



5/11・12・17

道路工業釧路営業所（三宅雄介所長）の皆さんが、地域貢献活動として塘路小中学校・沼幌小学校・中茶安別小中学校のグラウンドの整地をしてくださいました。



6/5・7

日本マーキング（札幌市、中谷一成代表取締役）の皆さんが、地域貢献活動として農業者トレーニングセンター駐車場と役場職員駐車場のライン引きをしてくださいました。



5/12

明治安田生命釧路支社（谷口努支社長）が、町にごみ袋460枚を寄贈してくださいました。寄贈されたごみ袋は「森と川の月間」事業をはじめとする町内の清掃活動に活用されます。



5/12・17

あすなる道路東営業所（今敏次所長）の皆さんが、地域貢献活動として虹別小学校・虹別中学校・標茶幼稚園のグラウンドの整地をしてくださいました。



町内在住のカメラ愛好者の方へ

町内で行われたイベントや明るい話題など、何でも結構ですので、写真の投稿をお待ちしております。

役場企画財政課地域振興係
「投稿写真コーナー」

就労継続支援B型事業所 役場庁舎内 販売会のお知らせ

町内には2カ所の就労継続支援B型事業所が開設されています。各事業所では創意工夫した製品の製造販売を行っています。製品のPRや通所者のやりがい、販路拡大の一助となることを目的に、町では製品の販売場所を定期提供しています。

しべちャコスモス

・日時：7月14日(金)、午後2時30分

・品目：お菓子、手作り石鹸、木工用品など

・場所：役場1階ロビー

みなやんWORKS

・日時：7月20日(木)、午後3時30分～4時

・品目：そば粉や季節のフルーツを使ったスイーツなど各種。毎月新商品を用意しています。

・場所：役場1階ロビー

※マイバッグの持参をお願いします。

※急きよ、中止・延期となる場合があります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ／役場保健福祉課

課社会福祉係（1階④番窓口）内線132



手塚 愛子さん
(旭)



笹野 良男さん
(川上)



稲村 長英さん
(虹別)

長寿88歳
おめでとう
ございます

《令和5年5月撮影》
掲載に同意いただいた方のみ
掲載しています。

後期高齢者医療制度 令和5年度保険料のお知らせ

令和5年度の保険料額については、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得（令和4年分）に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

均等割 (1人当たりの保険料) 51,892円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) 令和4年中の所得 - 控除額 (最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 限度額66万円
---	---	---	---	--

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- 前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

令和5年度保険料の軽減について

均等割の軽減 (年額)

世帯主と被保険者全員の所得（前年の「収入」から必要経費（公的年金等の控除や給与所得控除額など）を差し引いたもの）に応じて3段階で軽減されます。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 × (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与などの収入金額が55万円を超える方
- 65歳未満の方で、公的年金の収入金額が60万円を超える方
- 65歳以上の方で、公的年金の収入金額が125万円を超える方

保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は「年金からの支払い」のほか「口座振替」と「納付書による支払い」があります。ただし、次のいずれかに当てはまる方は「年金からの支払い」ができません。

- 介護保険料が年金から引かれていない方（年金受給額が年額18万円未満の方など）
 - 介護保険と後期高齢者医療の保険料合計額が介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ※口座振替については町内の金融機関（郵便局、標茶町農業協同組合含む）で手続きすることができます。

保険料の減免

災害、失業などで所得が大幅に減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合がありますので、下記係へご相談ください。

問い合わせ / 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)、役場住民課年金保険係 (1階②番窓口☎内線125)